

# 障害のある人々を対象とする身体表現活動の指導の現状と課題

西 洋子

(東洋英和女学院大学)

## 1. はじめに

身体表現活動とは、参加者が創造性を発揮しながら、からだや動きによる表現を行い、自己の内と外とにコミュニケーションをつくりだす活動である。<sup>20)</sup> この活動の大きな特性は、ひとりひとりのからだや動きの状況を、身体能力の”差”としてよりもそれぞれの”個性”と捉え、活動の中でその独自性を活かすことにある。<sup>14)</sup>

近年、欧米を中心に、これまでは活動の対象となりにくかった、障害のある人々を対象とする身体表現活動が、様々な場で広く試みられるようになってきた。

例えば療法的な分野では、障害のある人々を対象とする新しい活動が行われ、そのひとつひとつを事例として蓄積し、理論と臨床が統合することに関係者の高い関心が集まっている。<sup>8)</sup> また、舞踊教育の分野では、身体表現活動の自由度を活用し、障害の有無に関わらず、より多くの人々からからだや動きによる創造と表現の機会を提供することや、直接的なコミュニケーションを通して他者の個性に触れ、それを相互に認め合う機会を提供することは、”共に生きる”ことが社会的なテーマとされる時代性を背景に、学校教育や社会の中で、今後より積極的に取り組むべき課題とされている。

私たちは、このような社会的要請に適応する新しい舞踊教育の在り方を模索し、一定の成果をあげている事例を、コミュニティを基盤としたダンス活動が成熟しているイギリスにみる事ができる。例えば、イギリスのダンスカンパニー”Can do Co”<sup>1)</sup> は、1991年の設立以来、障害のある人とならない人との共同作業を積極的に進めている。同カンパニーの9名のメンバーのうち3名は、身体に障害のあるダンサーであり、彼らの共同作業から生まれた多くの舞踊作品は、それ自体の高い芸術性が評価され、1992年のTime Out Performance賞を皮切りに、ヨーロッパ各地で様々な芸術賞を受賞している。カンパニーは、芸術としてのコンテンポラリーダンスに新しい”個性”を積極的に加えることで、その独創性を高めていくことと同時に、設立当初から、養護学校や舞踊専攻のある大学、地域センターでのワークショップに力を注ぎ、個々の身体が自由に表現する可能性とその意義を教育的見地から拓き、その価値を社会に位置づけようとする姿勢を貫いている。他に、Wolfgang

Stangeの主宰する”Amici”も、同様の主旨のもとに国際的な公演活動やワークショップを精力的に行っている。このような地道な教育的活動を基盤とする試みは、イギリスのみならず、アメリカ合衆国やドイツといった国々でも、複数の舞踊家を核として、あるいは体育学や舞踊専攻をもつ大学、それを母体とするダンスカンパニーを基点として、いくつか報告されている。<sup>4)13)</sup>

一方、こうした欧米での新しい動きに比べ、現在の日本においては、障害のある人々を対象とする身体表現活動や、これらの人々を活動の場に積極的に招き入れ、共に表現を行うための芸術的、教育的あるいは福祉的基盤は乏しく、その実現に向けての課題は、量的にも質的にも多大であると思われる。

## II. 研究目的

障害のある人々が、自分のからだやこころの状況をひとつの個性と捉え、自由に動いたり踊ったりすることや、からだや動きを通して表現することの楽しさを経験することの意義、さらに、こうした活動を通して得られる生理的・心理的・社会的効果の可能性については、既にいくつかの実践報告や研究が示唆するところである。<sup>7)11)12)17)</sup> 例えば、柴ら<sup>21)</sup>は、精神病院入院中の患者に対して行ったダンスの活動が、感情面や行動面に変化をもたらした事例から、精神科の治療としてのダンスの可能性を見出している。また佐分利<sup>18)</sup>は、知的障害児のダンス教育の実践を通して、生徒の内発的な興味と意欲が、新しい運動課題の発見とその解決を生み出すプロセスをつくりだすことを報告している。

このように、日本においても、いくつかの新しい研究や実践は行われはじめたものの、社会全般での障害のある人々を対象とする身体表現活動の取り組みは、スポーツなどの他の身体活動や、様々な芸術・文化的活動と比較して、著しく少ないと推察される。

例えば障害者スポーツは、特に第二次世界大戦後の欧州で、脊椎損傷や切断などの多くの戦傷者の体力の維持や増進、残存機能の向上を目的としてリハビリテーション活動として、国家的規模で注目されて以来、今日にいたる50年あまりの間に、障害のある人々のための数多くの新しいスポーツの考案や、活動者の組織化、大会等の開催を確立

してきた歴史をもつ。日本の動向としては、1964年に開催されたパラリンピック東京大会を契機に、現在では約30の障害別、スポーツ種目別団体が組織されており、世界的な流れに付随しながら今日の日本社会に徐々に定着してきたと言える。

これに対して、身体表現活動の領域では、社交ダンスを行う日本車いすダンス連盟が1993年に組織されたのみである。また、心理療法的な領域での身体表現活動に関しては、資格制度が確立しているアメリカ合衆国でのダンスセラピーが、第二次世界大戦後から徐々に基盤を整備してきたのに対し、日本では1970年代ようやく着手され、現状では独立した分野としてよりも、音楽療法やレクリエーションの一環としての扱いが殆どであるとされている。<sup>24)</sup>

従って、このような現状の中では、障害のある人々を対象とする身体表現活動の内容は、個々の指導者の個人的な試行錯誤によるところが多く、適切な支援・指導法に関する情報の交流や、その組織的な開発は決して充分とは言えない。さらに、活動を点検・改善するために、活動自体をどのような視点から評価するかに関しては、身体表現活動に即した客観的な観察や、科学的な評価方法が確立されていないばかりか、評価それ自体の必要性を認める意識すら薄いように思われる。<sup>25)</sup>

そこで、本研究においては、今後、障害のある人々のための身体表現活動を支援・指導する基礎資料を得ることを目的として、現在の日本における、障害のある人々を対象とする身体表現活動の指導の現状と問題点を把握するために、特に指導者を対象とする調査を行った。その際、全般的な傾向を把握するために、養護学校等の学校教育での実施状況と、学校教育課程外の社会の中での実施状況とを合わせて検討することとした。調査対象に学校教育課程を含める理由は、今日の障害者スポーツが社会的認知を得ている一方で、障害のある人々がスポーツや身体活動を日常的に楽しむ機会は、障害のない人々と比較すると明らかに限定されており、様々な身体活動を経験する場を保障し、その経験を社会につなぐという意味において、養護学校等における身体活動の教育の果たす役割が非常に大きいと考えるためである。

また特に、指導者を調査対象とする理由は、先に述べたように、障害のある人々に対する身体表現活動の実施率が低い現状から、今後この活動を、障害のある人も含めた、より多くの人々に開かれた活動とするためには、障害のある人々に対して身体活動を指導する立場にある指導者が中心となって、活動を積極的に企画し、実施していく体制をつくるのが現実的であり、そのためにはまず、指導者自らが身体表現活動の特性や問題点をどう捉えているかを把握し、それらに関する具体

的方策を検討していくことが肝要であると考えられるためである。

### III. 研究方法

障害のある人々に体育やスポーツ、ダンス等の身体活動を指導する立場にある者1,595名を対象に、1995年10月30日～12月22日の間に、郵送による質問紙調査を実施した。調査事項については、以下の1に示した。

調査対象者については、以下の2に示す通りである。今回の調査では、障害のある児童、生徒の通学する学校種別に調査依頼を行う場合(2-1-①、②、③・以下、学校教育関係者)と、障害者の身体活動に関する有資格者・指導者等に調査依頼を行う場合(2-2-①、②・以下、社会教育関係者)とを合わせて行った。2-1に関しては、全国の盲・聾・養護学校の学校長宛に調査依頼状を送付し、学校長が適任と考える担当者に回答を求めた。一方、2-2では、2-1の調査対象とは質的に異なる、有資格者等の”人”を対象とする調査とした。これは、社会の中で障害のある人々が身体表現活動を行う場所が特定化しにくいことが理由である。障害のある人々を対象に身体表現活動を実施している可能性のある施設は、一般の体育施設や障害者スポーツセンターをはじめ、病院や更正施設、生活施設、作業施設、地域利用施設等と非常に広範囲であるにも関わらず、これらの場所で身体活動を行うかどうかは、制度的に規定されてはおらず、個々の施設の裁量に任されているのが現状である。このような現状を鑑みて、特に社会の中での活動の現状や問題点の把握に関しては、既に指導を行っている有資格者等に、直接調査依頼を送付することが適当であると判断した。

標本数(調査対象者の内訳)及び有効回収数については2に示す通りである。結果の処理に関しては、統計パッケージとしてSPSSXを使用した。

#### 1. 調査事項

- (1) 身体表現活動の指導の有無とその理由について
- (2) 指導者の基本属性及び専門的資質について
- (3) 指導の対象としている障害のある人々について
- (4) 指導の内容及び指導形態について
- (5) 身体活動を行う目的とその評価について

#### 2. 標本数(内訳)及び有効回収数

標本数	1,595名
1 学校教育関係者	967名
① 全国の盲学校	70
② 全国の聾学校	107

- ③ 全国の養護学校 790
- 2 社会教育関係者 628名
- ① 身体障害者スポーツ指導員・上級以上全員 504
- ② 日本・ダンスセラピー協会会員 124

有効回収数 970名 (60.8%)

### 3. 調査期間

1995年10月30日～12月22日

## IV. 結果及び考察

### (1) 身体表現活動の指導の有無とその理由について

本調査では、「からだや動きを通して表現する活動」を指導していると回答した指導者（以下、実施群）は554名であり、全体の57.1%であった。これを、学校教育関係者と、社会教育関係者とに分けてみると、盲・聾・養護学校で身体活動の指導を行う学校教育関係者での身体表現活動の実施者は、459名(69.5%)であり、福祉施設等で身体活動の指導を行う社会教育関係者での実施者は、95名(30.6%)であった。学校教育課程と比較して、社会の中での指導の実施率が低いといえる。また、社会教育関係者の中でも特に、地域利用施設で指導を行っている指導者においては、実施率が21.2%と最も低く、障害のある人々が日常的に利用する可能性の高い施設での身体表現活動の実施率が低いことが明らかとなった。

この活動を指導している/指導していない理由（複数回答可）については、選択肢として、身体表現活動そのものの特性を3項目、スポーツとの差を示すものを3項目、さらに指導していない理由には、講習会等における聞き取りを主とした予備的調査から、指導者の立場からこの活動を指導しない理由として多くあげられた3項目を加えた9項目を設定したところ、図1に示す結果となった。

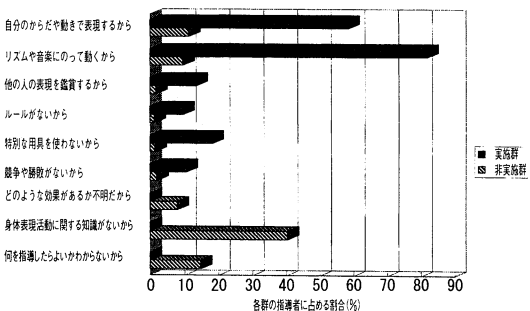


図1. 身体表現活動を指導している/指導していない理由

まず、身体表現活動を指導している理由については、「リズムや音楽によって動くから」を選択

した指導者が453名と最も多く、実施群の81.8%を占めた。また、「自分のからだや動きで表現するから」も324名(58.5%)であった。このように、指導している理由としては、身体表現活動そのものの特性に関する項目に集中したことが特徴的であった。

一方、「からだや動きを通して表現する活動」を指導していないと回答した指導者（以下、非実施群）が選択した理由の中では、「身体表現活動に関する知識がないから」が最も多く168名(40.4%)であり、次いで「何を指導したらよいかわからないから」61名(14.7%)であった。いずれもこの領域に関する指導者自身の経験や知識の不足が、主な理由となっている。これらの理由に関しては、今後、指導者が身体表現活動の特性を理解し、具体的な指導方法を身につけることで、望ましい方向へと変化する可能性を含んだ結果と考えられる。

また、知識や経験の不足以外の理由については、「競争や勝敗がないから」(1.9%)等のスポーツ的な要素に欠けていることよりも、「自分のからだや動きで表現するから」(11.3%)等の項目の方が多く選択され、身体表現活動の特性そのものに否定的である傾向が読みとれる。この様な傾向は、特に肢体不自由養護学校の指導者に顕著であり、他の指導者が指導しない理由として最多選択した、「身体表現活動に関する知識がないから」が肢体不自由養護学校の指導者で33.0%の割合で選択されたのに対して、「自分のからだや動きで表現するから」が36.0%と最も多く選択され、興味深い結果となった。この理由として、肢体不自由児の場合には、例えば脊椎損傷などでは可動範囲が制限されたり、脳性麻痺などでは不随意的な動きが出現することから、指導者が肢体不自由児にはからだや動きによる自由な表現を行うことが難しいと考えていることが推察される。

一般的に、障害のある人々を対象とする身体活動を企画したり、どのような活動を行うかについての内容を検討する際には、指導者（健常者）の意識の偏りが参加者の可能性を阻害することのないよう、十分な配慮が必要であるとされる。<sup>41)</sup> 言うまでもなく、身体表現活動は非日常的な活動であり、日常レベルでの能力障害（disability）やそこから生じる社会的不利（handicap）<sup>22)</sup> が、そのままの形で活動の場に持ち込まれるわけではない。むしろ身体表現活動においては、障害者自身が自らの障害に対して日常とは全く別な、より積極的な意味を見出すことも可能である。例えば、アメリカ合衆国で、車いすでの身体表現活動を楽しんでいる肢体不自由者は、TV番組のインタビューに応じて、「ダンスをしている時は、私の動く様子をみんなが気に入ってくれています。普段、私が

歩くのを見る人は、複雑な気持ちをもっているようです。でも、ダンスの時は、ただ見つめ、心を開きます。それがいいんです。私がつもっている障害を忘れ、別な何かになったような気がするのです。」とその意義を語っている。<sup>10)</sup> この言葉は、障害のあることで生まれる様々な動きも、ひとつの個性として捉える身体表現活動の特性を示唆している。指導者は、障害の種類や程度に関わらず、全ての参加者が動きの個性を駆使して自由に表現するための支援を心掛けることが重要であり、そのような支援によって、身体表現活動の特性がより明確に発揮されるであろう。これらの事例を参考に、今後は、指導者、参加者の双方に対して、身体表現活動の特性が深く理解されるような働きかけを行っていくことが重要になるとと思われる。

## (2)指導者の基本属性及び専門的資質について

本調査で分析対象とする指導者全体の平均年齢は38.6歳であり、性別は、男性が570名(58.8%)、女性が369名(38.0%) (未記入者あり)であった。身体表現活動を指導していると回答した指導者の平均年齢は37.3歳であり、性別は、男性が283名(51.1%)女性が268名(48.4%)、指導していないと回答した指導者の平均年齢は40.4歳で、男性が287名(69.0%)、女性が101名(24.3%)であった。

指導歴については、1年未満、1年以上～4年未満、4年以上～10年未満、10年以上の4項目としたが、両群の差は殆ど認められず、いずれも4年以上～10年未満が最も多く40%程度であった。

また、指導者が障害を持つ人々の身体活動について専門的に勉強したことがある/ないの問いについては、実施群では「ある」と回答した者が282名(50.9%)、「特になし」と回答した者が271名(48.9%) (未記入者あり)とほぼ同数であったのに対し、非実施群では「ある」と回答した者が239名で57.5%を占め、身体表現活動を指導している指導者の方がやや低い結果であった。

また、「ある」と答えた指導者がどのような場で専門的な勉強をしたか(複数回答可)については、図2に示すように、両群とも「講習会」と

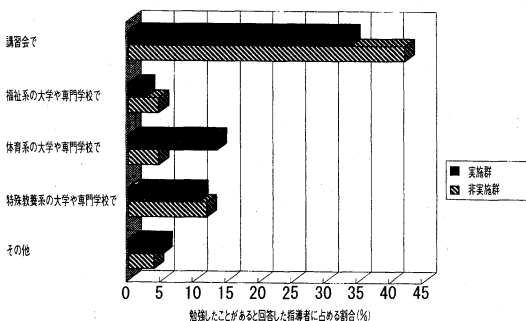


図2. 障害のある人々の身体活動について専門的な勉強をした場

という回答が最も多く、実施群33.8%、非実施群42.1%であった。以下、「体育系の大学や専門学校で」が実施群13.4%、非実施群4.6%、「特殊教育系の大学や専門学校で」が実施群10.5%、非実施群11.8%、「福祉系の大学や専門学校で」が実施群2.5%、非実施群4.6%であった。これらの結果から、大学等での専門課程では、障害のある人々の身体活動を指導するための教育は充分とはいえず、半数弱の指導者は、専門的な知識を持たずに個人的な試行錯誤の中で活動を企画し、支援・指導を続けているのが現状であることや、専門的知識をもつ指導者も、主に就職後に受講した講習会等で知識を獲得・補充していることが明らかとなった。いずれにしても、障害のある人々を対象とする身体活動の支援・指導の体制の、極めて貧困な現状が浮き彫りになったと言える。

さらに、実施群、非実施群を通して、専門的に勉強をしたことが「ある」と回答した指導者を、学校教育関係者と社会教育関係者とに分けてみると、社会教育関係者では85.6%を占めたものの、学校教育関係者で41.8%と半数に満たない結果となった。

社会教育関係者に専門的知識の充実がみられる結果は、特に今回の調査対象者を、障害のある人々を対象とする身体活動の有資格者等に設定したためと考えられるが、一方で、学校教育関係者の半数以上が、特に障害のある人々の身体活動に関する専門的知識をもたないまま日々の指導にあたっている現状は、今後の大きな課題と言えるであろう。この背景には、盲・聾・養護学校の教員になるには、幼稚園、小学校、中学校または高等学校の教員免許の他に盲学校、聾学校又は養護学校の教員免許を取得することが原則となっているものの、当分の間は幼稚園、小学校、中学校または高等学校の教員免許をもつ者でよいとされている教育資格に関する事情があると考えられる。

さらに(1)での身体表現活動を指導しない理由が、先述したように、指導者の知識や経験の不足に関連していることを合わせて考えると、教員養成系や体育系、特殊教育系の大学や専門学校でのカリキュラムの充実や教育内容の厳選はもとより、既に職にある学校教育関係者を対象とする初任者研修や管理職研修等の機会に、まずは障害のある児童・生徒のからだや運動への理解を深める内容を取り入れることが、肝要となるであろう。さらに、障害のある人々を含めた身体表現活動が、今後広く社会に定着するためには、学校教育関係者と社会教育関係者とが、共に身体表現活動の特性を理解し、活動に関する経験や知識を充実させるための講習会等が多く企画されることに加えて、両者が相互に問題意識を共有し、学校と社会との有機的なつながりをつくりだすような、社会全体を視

野に入れた理念に基づく、新しい研修の在り方を模索する必要があると思われる。

(3)指導の対象としている障害のある人々について  
指導の対象としている障害児・者の年齢層（複数回答可）は、表1に示すように、実施群、非実施群共に「子ども」が最も多く、特に実施群では81.9%と大半を占める結果となった。これは、特に今回の調査では、養護学校等の学校教育関係者が分析対象者の68.0%を占めていたためであると推察される。「子ども」以外については、実施群では「様々な年齢」が11.2%、「成人」4.3%、「高齢者」2.2%であるのに対し、非実施群では「成人」20.4%、「様々な年齢」19.5%、「高齢者」4.6%であり、非実施群の方が指導の対象とする年齢層にいくらかの幅がみられた。

表1. 対象者の年齢層

年齢層\群	実施群	非実施群
子ども	454 (81.9)	203 (48.8)
成人	24 (4.3)	85 (20.4)
高齢者	12 (2.2)	19 (4.6)
さまざまな年齢	62 (11.2)	81 (19.5)
未記入	2 (0.3)	28 (6.7)

人数 (%)

実施群で「子ども」の割合が高い理由について考察すると、養護学校等の教育カリキュラムが文部省の指導要領に準拠して行われているため、必然的に模倣運動や表現運動、ダンス等を行っている割合が高いと考えられる。

このような事情と、(1)で述べた、学校教育関係者の実施率が69.5%であり、社会体育関係者の実施率が30.6%であるという結果とを合わせて考えると、障害のある人々が身体表現活動を行う機会は、学校教育の課程ではある程度保障されている一方で、障害者スポーツセンターや各地区の福祉センターのように、活動内容の選定に行政的な拘束のない施設での実施率は極めて低く、成人や高齢者を対象とする身体表現活動の指導を行っている社会的な場は、現状では非常に限られていると考察される。

指導の対象としている活動者の障害の種類（複数回答可）については、図3に示すように、実施群では「精神遅滞」が60.3%と最も多くを占め、次いで「重複障害」39.7%となった。一方、非実施群においては「肢体不自由」が56.6%と最も多くを占め、「精神遅滞」は34.6%であった。実施群において特に「精神遅滞」が多くを占めた理由としては、一般的にこの障害のある人々が、既存のスポーツ種目のルールを理解することが困難であったり、勝敗への動機づけが低いとされている

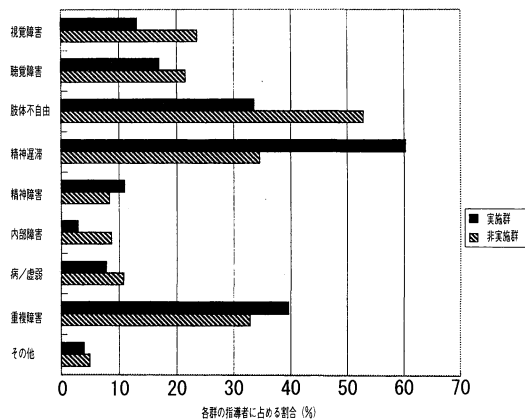


図3. 対象者の障害の種類

ことなどから、スポーツ以外の身体活動が多く行われている現状に起因していると推察される。近年、障害のある人々を対象とする身体活動の領域では、全ての人々に様々な活動を行う機会を等しく提供するという“ノーマライゼーション”の視点から、既存の活動を障害のある人々のために適応させた Adapted Physical Activity や Adapted Sport の開発が盛んである。<sup>19) 23)</sup> しかし、このような領域でさえも、精神遅滞者のための活動の開発は、先に述べた理由から遅れていることが指摘されている。<sup>6)</sup> 今回の結果は、精神遅滞の障害のある人々の身体活動を取りまく課題を背景に、現時点では身体表現活動の特性である高い自由度が、精神遅滞者の身体活動の幅の拡大に貢献していることを示すと言えるであろう。

一方、非実施群において、「肢体不自由」が最も多く指導の対象となる理由は、(1)で述べた肢体不自由者の身体活動を企画する際の指導者の意識の偏りに加え、この障害のある人々が行う身体活動の時間の多くが、身体的機能の回復・維持のための訓練的な課題に充てられている現状のためと考えられる。

しかしながら、肢体不自由児を対象とする筆者らの研究では、創造的な自己表現活動の中で、活動者自身が主体的に運動を行うことによって、動きの可動域が広がったりバリエーションが豊かになるなどの、身体的変容の可能性が大きいことも明らかとなっている。<sup>16)</sup> 従って、肢体不自由者の身体表現活動への参加を積極的に促すためには、例えば Kiphard が障害のある子どもを対象とする運動教育学において、運動診断や運動発生学の果たす役割の大きさを強調しているように、運動発達を視野に入れながら活動内容を検討することや、評価項目を整備し動きの観点から対象者の変容をとらえることなどによって、身体表現活動を行う教育的、療法的効果を身体面から明らかにしていくことが重要になるとと思われる。

(4)指導の内容及び指導形態について

指導している身体表現活動の種類(複数回答可)は、表2に示すように、「リズムダンス・体操」が最も多く、身体表現活動を実施している指導者の半数以上にあたる307名(55.4%)が行っていた。次いで「フォークダンス」32.7%、創作ダンス19.9%、エアロビックダンス18.2%、即興表現14.1%が、多く選択された5つの項目である。その他としては、リトミック、歌遊び、手遊び等様々な活動があげられており、指導内容に関する自由記述と合わせて考察すると、例えば「知的障害のある低学年を担当しているため、歌遊びや手遊びを中心に行っている」とか、「視覚障害者を対象としているため、介助者がリードするフォークダンスを多く行っている」などの記述がみられ、指導者が活動者の発達段階や障害の特性に配慮しながら身体表現活動の種類を選択していることがうかがえる。

指導の頻度については、「週に2~3回」が最も多く33.2%であった。次いで「週に1回」19.9%、「週に4~5回」13.2%となった。「毎日行っている」が12.5%であったが、指導内容に関する自由記述から判断すると、これらは毎朝の体操や、体育や養護訓練のウォーミングアップとしての「リズムダンス・体操」のようである。また、一回の指導時間については、「31~45分」が34.8%と最も多く、次いで「20分以下」24%、「21~30分」18.2%であり、全体としては45分以下の時間に多く集中した。

身体表現活動を指導する際に特に工夫している点については、実施群のうちの346名(62.5%)が「対象者にあわせて動きをアレンジしたり、修正して行っている」と回答している。次いで「対象者が動きを自由に創れるように工夫している」26.5%、「型が覚えられるように工夫している」22.2%であった。これらの結果から、障害のある人々を対象に身体表現活動を指導する際には、指導者自身が柔軟な思考をもち、動きをアレンジしたり、参加者の創造性を引き出すような指導を行う能力が必要であるとまとめられる。

一方、これからの身体表現活動が、障害のある人々を含めた全ての人のからだや動きの表現領域を拓き、創造的な経験を通して広く人間性の発達に関与する活動となるためには、指導者の専門的

表2. 指導している身体表現活動の種類(多く選択されたもの5つ)

リズムダンス・体操	307 (55.4)
フォークダンス	181 (32.7)
創作ダンス	110 (19.9)
エアロビックダンス	101 (18.2)
即興表現	78 (14.1)

人数 (%)

能力に加え、障害のある人々の立場から、自由な創造性の発揮を阻害する障壁を取り除くための具体的支援策が検討されなくてはならないであろう。

例えば、先に紹介した"Can do Co"の創始者であり芸術監督でもあったAdam Benjaminは、「障害のある人々と共に創る舞踊表現の可能性」と題した講演の中で、言語障害のある脳性麻痺の女性が、「Simpson Board」と名付けた手作りの単純な機器を仲立ちとすることで、舞踊作品の振付けを行った事例を紹介した。このボードに関しては、発声機能に障害のある人が福祉機器として使用する"音声を作り出すコンピューター"よりも遥かに迅速で、かつ、他者と共同で身体表現活動を行う際に必要な情報が、無駄なく伝わる方法であるという説明がなされた。このボードを介して舞踊作品の振付けを行った重度障害者は、人間の自由な創造力を存分に活かして、彼女が現実には経験できない動きを、次々と生みだしていったという。それらは、ワークショップの参加者はもとより、プロフェッショナルな振付家の創造性を強く刺激するものであり、さらに、この障害者自身も、自分の振付けた作品に演者として参加したことが報告された。

この事例は、障害のある人々への指導や障害のある人々との共同作業を円滑に進めるためには、身体表現についての理念を礎とした具体的支援の方法やそのための機器の開発が非常に重要な意味をもつことを示している。言い換えれば、このような具体的支援がソフトとハードの両面で確立された時、個々の参加者が、動きの個性を活かして自由に表現することができるという身体表現活動の特性が、最良の形で発揮されるのである。さらにこういった支援が徐々に社会に浸透することで、イギリスでは現在、身体に障害のある2名の学生が、大学の舞踊専攻学部に入學を許可され、そこでの実技も含めた専門的な学習に意欲的に取り組んでいる。このことは、活動に参加する側の多様性に配慮した教育的支援は、可能な限り行われて当然であるとする社会的成熟が、制度上の改革を生んだ事例として高く評価されるべきであろう。

(5)身体活動を行う目的とその評価について

指導している身体活動を行う目的(複数回答可)について、先行研究<sup>15)</sup>に準じて、身体活動を行う際の身体的・心理的・社会的効果とされる項目を各々3つずつ選択肢としたところ、図4示すような結果となった。

まず、両群共に「からだの調子を良くする」が最も多く選択され、実施群では60.8%、非実施群では53.6%であった。次いで「ストレスを発散する」(実施群50.0%、非実施群49.0%)、「機能を回復する」(実施群34.3%、非実施群46.9%)、「交友

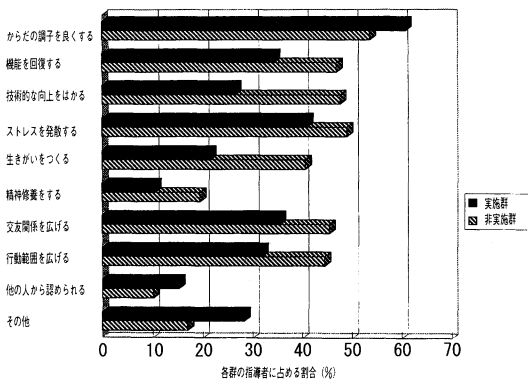


図4. 身体表現活動(実施群)/指導している活動(非実施群)を行う目的

関係を広げる」(実施群35.4%、非実施群45.4%)等が共通して多く選択された。一方、両群の差が大きな項目は、「技術的な向上をはかる」(実施群26.5%、非実施群で47.6%)と、「生きがいをつくる」(実施群21.5%、非実施群40.6%)であり、身体表現活動を実施している指導者には、これらの項目が活動の目的としてそれほど意識されていないことが明らかとなった。このうち「技術的な向上をはかる」の項目に差が生じたことについては、スポーツ種目では技術体系が明確であり、活動を行う際にはその段階的な習得が目的となるのに対し、身体表現活動では技術そのものにとらえ方が多様であるため、指導者の技術的向上へのこだわりが薄いのではないかと推察される。また、「生きがいをつくる」での差に関しては、特に障害者スポーツセンターや福祉センター等での身体表現活動の実施率が低いことを併せて考えると、障害のある人々が身体表現活動を経験する機会は、学校教育の課程ではある程度保障されているものの、生涯にわたり社会の中でこの活動を継続するための基盤が整っていないことから、指導者がこの活動を「生きがい」として捉える認識が低いのではないかと考察される。

1995年に策定された「障害者プラン」では、障害者がスポーツやレクリエーション等の身体活動を行う意義を、生活の質の向上(QOL)と位置づけており、これに関わる「生きがいの創造」は、障害者のある人々を対象とする身体活動の指導の際には、特に重要視される項目である。今回の結果が示すように、身体表現活動を指導する指導者にこのような視点が不足している現状は、身体表現活動の社会での実施率が低い現実を反映しているという問題点とも合わせて、今後の大きな課題と考えられる。

また、これらの活動目標が達成されたかどうかに関して、どのような方法で評価しているのか(複数回答可)については、図5に示すように、両群ともに「観察記録」が最も多く、実施群では59.9%、

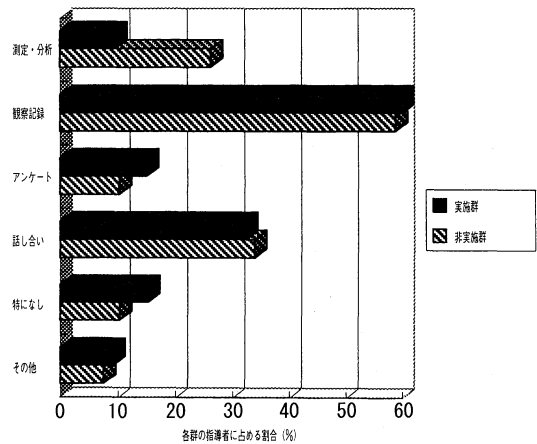


図5. 評価の方法

非実施群では58.7%であった。次いで「話し合い」が実施群32.3%、非実施群33.9%となっている。一方、両群の差が大きな項目は、「測定・分析」であり、非実施群では26.2%であったのに対して、実施群では9.6%であった。この点に関しては、評価に関する自由記述から、身体表現活動を測定や分析によって評価すること自体を疑問視する指導者も多く、現状では測定や分析による妥当な評価の指標は未整備であると言える。しかし、他の身体活動と同様に、活動に適した指標を「測定・分析」も含めて整備することは、活動者の変容を客観的に把握し、活動の目的がどのように達成されたか/されないかに関する比較・検討を行う上で、非常に有効な手段となるであろう。例えば、身体表現活動と類似した特性をもつレクリエーション・ワークの領域では、参加者の潜在能力を最大限に発揮させる働きかけを行うためには、評価は指導者の主観的判断によるものばかりではなく、客観的な評価を蓄積することの意義が強調されている。<sup>23)</sup> 障害のある人々を対象とする身体表現活動においても、様々な状況にある参加者の発達の可能性と方向性に適切に働きかける支援や指導を行うためには、活動に対して客観的な視点も含めた多様な評価を整備し、活動の成果を指導者と参加者が共有し、検討することで、次の課題が見出されていくべきであると考えられる。身体表現活動において、企画、実施、分析・評価の各プロセスが整えられ、有機的に循環することによって、教育や療法分野での有効性が確立すると考えるならば、今後、評価の視点をより一層検討することが課題になると思われる。

## V. 結論

本研究の範囲内で得た知見を、①障害のある人々を対象とする身体表現活動の実施状況、②障害のある人々を対象とする身体表現活動の指導の

目的と内容及び評価、③障害のある人々を対象とする身体表現活動の指導者の専門的資質の3点から、以下のようにまとめる。

#### ①障害のある人々を対象とする身体表現活動の実施状況

本研究における調査対象者の範囲では、障害のある人々を対象とする身体表現活動の実施率は、全体では50%を上回った。しかしながらその多くは、文部省の指導要領に準拠して教育内容が定められている、学校教育の課程での活動と判断され、地域利用施設等に代表される社会の中での実施率は、著しく低いことが明らかとなった。障害のある人々が学校教育で得た経験を活かし、その後も生涯にわたって身体表現活動を楽しむための社会的基盤は未整備であり、このような現状を反映して、身体表現活動の目的を”生きがいの創造”と結びつける指導者は、他の身体活動の指導者に比べて少ない。

#### ②障害のある人々を対象とする身体表現活動の指導の目的と内容及び評価

活動の目的自体は、他の身体活動との差は殆どなく、多くの指導者が「からだの調子を良くすること」ことや「ストレスを発散すること」などを目的としていた。指導内容に関しては、様々な身体表現活動の中から、個々の指導者が対象者の障害や発達段階に配慮しながら幅広く選択している様子が窺えた。また、活動の評価については「観察記録」が殆どを占め、他の身体活動で行われている「測定・分析」については、実施されている割合が低かった。現状では効果を評価する視点は未整備であるため、病院や養護学校等での活動のように、身体活動を療法的あるいは教育的目的のもとに取り入れる場合には、活動内容やその効果を説明する責任（アカウンタビリティ）を低下させていると思われる。

#### ③障害のある人々を対象とする身体表現活動の指導者の専門的資質

障害のある人々の身体活動に関する専門的知識をもつ指導者は、全体では半数以上であるが、決して充分とはいえない現状である。特に、学校教育関係者では専門的知識をもつ者が4割程度であった。勉強の場としては、就職後に受講した講習会が多く選択された。身体表現活動を実施していない指導者は、その理由を知識や経験の不足とする割合が非常に高く、この点が障害者スポーツセンターや、身体障害者福祉センターといった地域利用施設での身体表現活動の実施を妨げている大きな要因と考えられる。また、身体表現活動を指導する際には、指導者が動きのアレンジや修正を行う柔軟さや、対象者の創造性を引き出す専

門的能力を身につけていることが必要になると思われる。関連する大学や専門学校での教育の機会が充分ではない現状では、指導者の専門的資質の向上に講習会等が果たす役割は極めて大きいと判断される。

#### VI. 謝辞

本研究の一部は、社会福祉・医療事業団の助成を受け、全国身体障害者総合福祉センターの機能訓練マニュアル作成研究の一環として行った。このプロジェクトの代表者である金田安正氏（国立伊東重度障害者センター）をはじめ、メンバーの高田谷久美子氏（山梨医科大学）、岩岡研典氏（東京女子大学）、松原豊氏（筑波大学附属桐が丘養護学校）からは多くの示唆と貴重な援助を受けた。また若山浩彦氏（全国身体障害者総合福祉センター）には、質問紙回収にご協力いただいた。記して感謝する。

#### 文献 (References)

- 1) Anthony, C. (1996) Can do Co dance company. Can do Co dance company leaflet.
- 2) 千葉和夫(1993)集団を介したレクリエーションワーク. 藪田碩哉ほか編 障害者とレクリエーション. 全国身体障害者総合福祉センター:東京, pp. 68-75.
- 3) 茅野宏明 (1993) レクリエーション活動の分析方法. 藪田碩哉ほか編 障害者とレクリエーション. 全国身体障害者総合福祉センター:東京, pp. 66-67.
- 4) Gina, I. (1982) No handicap to dance. Souvenir Press: London.
- 5) Gray, J. A. (1989) Dance instruction: science applied to the art of movement. Human kinetics Books: Champaign, IL.
- 6) Gudrun, D. T. (1994) Adapted physical education programs for mentally retarded children. In: Kyonosuke, Y. Katsuhiko, K. and Hideo, N. (Eds.) Adapted physical activity: health and fitness. Springer-Verlag: Tokyo, pp. 20-25.
- 7) 岩岡研典・西洋子 (1993) ダンスを中心とした運動プログラムと精神遅滞児の運動発達. 体育科学21: 67-75.
- 8) Jones, K. S. (1992) An introduction to dance movement therapy in psychiatry. Tavistock/Routledge: London and New York.
- 9) 金田安正・小林昭三編著 (1994) 車いすで行う楽しいスポーツ. 全国身体障害者総合福祉センター:東京.
- 10) 金田安正・岩岡研典・高田谷久美子・西洋子・松原豊・若山浩彦 (1997) からだや動きで表現するために. 全国身体障害者総合福祉セン



- ター：東京、 pp. 18-33.
- 11) Levy, F. J. (1988) *Dance movement therapy : a healing art* (Revised ed.) .AAPHPERD : Reston.
  - 12) 松原豊 (1992) 肢体不自由養護学校におけるダンス教育. 筑波大学附属桐が丘養護学校研究紀要28 : 18-24.
  - 13) 宮原資英 (1995) アダプテッドダンスのすすめ. 体育科教育 1 : 56-59.
  - 14) 村田芳子 (1991) ダンスの特性と学習指導. 舞踊教育研究会編 舞踊学講義. 大修館書店 : 東京、 pp.132-141.
  - 15) 中川一彦 (1981) 身体障害者のスポーツの意義と現状. 保健同人生活教育 25 : 39-44.
  - 16) 西洋子 (1995) 身体表現活動と幼児の運動発達. 東洋英和女学院大学人文・社会科学論集 10 : 61-75.
  - 17) 佐分利育代・井上茂子 (1991) 聾学校におけるダンス学習指導. 鳥取大学教育学部研究報告 33(1) : 65-79.
  - 18) 佐分利育代 (1993) 知的障害児のダンス学習. 鳥取大学教育学部研究報告 35(2) : 349-362.
  - 19) Seaman, J. A. ,and Depauw, K. P. (1989) *The new adapted physical education : a developmental approach* (2nd ed.).Mayfield Publishing Company : CA, pp. 432-433.
  - 20) 柴真理子 (1993) 身体表現-からだ・感じて・生きる-. 東京書籍 : 東京、 pp. 184-188.
  - 21) 柴真理子・田中朱美 (1993) 精神病院入院中の患者に対するダンスセラピーの展開とその検討. 人体科学 2 (1) : 37-47.
  - 22) 上田敏 (1994) 目でみるリハビリテーション医学 (第2版). 東京大学出版会 : 東京.
  - 23) Winnick, J. P. (1990) *Adapted physical education and sport*. . Human kinetics Books : Champaign, IL.
  - 24) 八木ありさ・秋山剛 (1991) セラピーとしての舞踊. 体育の科学 41(3) : 208-211.